

議案第 6 3 号

墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所設置条例（昭和 5 7 年墨田区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表西あずま集会所の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部改正）

2 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和 5 7 年墨田区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 貸切りの場合の部西あずま集会所の項を削る。

（提案理由）

すみだ中小企業センターの廃止に伴い、西あずま集会所を廃止する必要がある。